奈良県告示第百三十一号

た。 土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があっ 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、長柄

令和二年七月十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一退任役員の役名、氏名及び住所

七日える	IJ	監事	11	11	11	<i>II</i>	11	理事
き) して ,	堀田	白川	今西	丸山	佐野	飯田	森口	森本
七日えずつ そっこ こってドヒケ	信也	信夫	稔	好一	嘉胤	光男	初直	宗孝
1	IJ	11	11]]]]]]	11	天理市
	// 一 一 四 一 四	"八三二	″ 八〇五一一	″ 五九二	長柄町七五六ー一	西長柄町四六〇	" 六八八	巾長柄町七七三—二

一就任役員の役名、氏名及び住所

" " 理 事	松 東 森 原 田 本	芝 正 宗 二 孝	市長	町
IJ	松原	茂	<i>II</i>	六四五
IJ	老田	勝美	IJ IJ	七二一
IJ	出口	善嗣	<i>11</i>	八一六
IJ	藪内	秀次	〃 西長	(柄町一〇三
監事	白川	信夫	" 長柄	町八三二
IJ	堀田	信也	II	
IJ	橋本	芳實]]]]	六四六一二